

手話言語・障害者コミュニケーション交流セミナー開催事業委託業務 企画提案募集要領

1 背景及び経緯

本県は、平成 28 年 10 月に制定した「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づき、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進、普及啓発を図っている。

令和 7 年度は、普及啓発事業として広く県民に向けた交流セミナーを開催する。

2 業務目的

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」にかかる普及啓発のため、広く県民に向けた交流セミナーを開催することにより、県民の障害への理解、障害の特性に応じたコミュニケーション手段への関心を深めることに資する。

3 業務概要

(1) 業務名

手話言語・障害者コミュニケーション交流セミナー開催事業委託業務

(2) 業務内容

別添「手話言語・障害者コミュニケーション交流セミナー開催事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託金額

1,991,766 円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 26 日まで

(5) 委託の方法

事業実施の企画提案を募集し、最も優れた企画案を選定し、その提案者と協議が整った場合に委託契約を締結する。協議が整わない場合は、次点の者と協議を行う。

4 応募資格

応募資格者は、以下のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 「令和 6・7 年度入札参加資格者名簿」の「大分類 03. 役務の提供等」「03. 映画等製作・広告・催事」または「中分類 16. その他の業務委託等」に登録されている者であること。
- (2) 応募受付期間内において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 応募受付期間内において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

5 応募方法

(1) 応募書類の作成

別紙「企画提案書作成要領」による。

(2) 提出期限

令和7年4月25日（金）午後5時（必着）

(3) 提出先

愛知県福祉局福祉部障害福祉課社会参加推進グループ

※「9 問合せ先」と同じ

(4) 提出方法

持参もしくは郵送による（電子メール及びFAXによる応募は不可）。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、期限までに確実に到着するよう留意すること。

(5) 応募に関する問い合わせ

問い合わせは、令和7年4月18日（金）午後5時まで電子メールでのみ受け付ける（電子メール送信後、電話連絡すること）。

問い合わせへの回答は、質問者へメールで回答するとともに令和7年4月23日（水）を目途に愛知県の Web ページに回答を掲載する。

メール送信先	メールの件名
shogai@pref.aichi.lg.jp	【社会参加推進グループ宛て】企画提案募集に関する質問

(6) 留意事項

ア 企画提案は、1者につき1案とする。2案以上提出した場合は、すべての企画提案を無効とする。

イ 法令等に違反する企画案や県が行う事業として不適切な企画提案は選考前に不採用とする。

ウ 企画提案の内容は企画から事業完了に至るまでの一切の業務とする。

エ 企画提案に係る経費（必要書類の作成に要する経費等）は県では負担しない。

オ 提出された企画提案書等の書類はいかなる理由があっても返却しない。

カ 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続であり、業務の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。

キ 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。

（ア）提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合

（イ）県職員又は企画競争関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

（ウ）応募者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合

6 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2（契約保証金）の規定により算出したもので、契約金額に100分の10以上を乗じて得た額である。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3（契約保証金の納付の免除）の規定に該当する場合は、全額免除する。

(3) 支払方法

原則として、事業完了後の精算払いとする。

7 審査方法

(1) 審査手順

委託者が設置する審査選考委員会において、提出された企画提案について審査を行い、最も優れている企画提案者を選定する。審査は、一次審査（書面）及び二次審査（プレゼンテーション）によるものとするが、応募が5件以内の場合は、一次審査は実施せず二次審査のみ実施する。

なお、審査選考委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じない。

(2) 審査基準

審査については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 事業評価項目

- (ア) 候補者の概要
- (イ) 全体方針
- (ウ) 事業実施体制
- (エ) 事業内容
- (オ) 見積経費

イ 社会的取組項目

- (ア) 環境に配慮した事業活動
- (イ) 障害者への就業支援
- (ウ) 障害者就労施設等からの調達実績
- (エ) 認知症に対する理解促進
- (オ) 男女共同参画社会の形成
- (カ) 仕事と生活の調和

(3) 審査結果

ア 審査結果については、審査終了後、各提案者に文書で通知する。

イ 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

8 スケジュール（予定）

令和7年 4月11日（金） 応募開始

令和7年 4月18日（金） 応募に関する問合せの締切

令和7年 4月25日（金） 企画提案書提出期限

令和7年 4月28日（月） 審査選考委員会による一次審査（書面）

令和7年 5月16日（金） 審査選考委員会による二次審査（プレゼンテーション）

令和7年 5月中旬以降 審査結果の通知

令和7年 5月中旬以降 委託契約締結

令和7年 10月 セミナー開催

令和7年 10月以降（セミナー開催後） 完了確認

9 問合せ先

【担当】愛知県福祉局福祉部障害福祉課社会参加推進グループ（長田）

【住所】〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎1階）

【電話】052-954-6697（ダイヤルイン）

【FAX】052-954-6920

【E-mail】shogai@pref.aichi.lg.jp